

保険医療機関及び保険医療担当規則の定めるところにより次の内容をお知らせします。

1. 当病院の 2F 病棟許可病床 70 床は、精神病棟入院基本料(15 対 1 入院基本料)の施設基準によるものです。
平均して 1 日に 11 人以上の看護職員(看護師及び准看護師)と 6 人以上の看護補助者が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・ 朝(朝 8 時 30 分～夕方 16 時 30 分)
看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 8 人以内で、
看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 9 人以内です。
- ・ 夕方(夕方 16 時 30 分～深夜 0 時 30 分)
看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 27 人以内です。
- ・ 深夜(深夜 0 時 30 分～朝 8 時 30 分)
看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 27 人以内です。

2. 当病院の 2F 病棟は、次の各項目について施設基準等に適合しています。

- ・ 看護配置加算
- ・ 看護補助加算 1
- ・ 夜間看護体制加算
- ・ 看護補助体制充実加算 1
- ・ 地域加算
- ・ 医療安全対策加算 2
- ・ 救急医療管理加算
- ・ 精神科救急搬送患者地域連携受入加算
- ・ 患者サポート体制充実加算
- ・ 後発品使用体制加算 2
- ・ 医療保護入院等診療料
- ・ 診療録管理体制加算 3
- ・ 薬剤管理指導料
- ・ 入院ベースアップ評価料 23

3. 当病院の 2F 病棟は、入院時食事療養(I)の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後 6 時以降)、適温で提供しています。

4. 保険医療機関の従業者以外の者による看護(付添看護)について、当病院においては、患者様の負担による付添看護は認められておりません。

保険医療機関及び保険医療担当規則の定めるところにより次の内容をお知らせします。

1. 当病院の 3F 病棟 許可病床 60 床は、精神療養病棟入院料の施設基準によるものです。

平均して 1 日に 11 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）及び看護補助者が勤務しています。

- ・ 当該病棟において、看護職員及び看護補助者の最小必要数の 5 割以上は看護職員です。
- ・ 当該病棟において、看護職員の最小必要数の 2 割以上が看護師です。
- ・ 当院には、精神保健指定医が 2 名以上常勤しています。
- ・ 各病棟に談話室・食堂・面会室・浴室及び公衆電話を設けています。
- ・ 一看護単位当り許可病床 60 床（年間平均 53 床）となります。

なお、一看護単位時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・ 朝（朝 8 時 30 分～夕方 16 時 30 分）
看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 8 人以内で、看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 8 人以内です。
- ・ 夕方（夕方 16 時 30 分～深夜 0 時 30 分）
看護職員 1 人当たり受け持ち数は 27 人以内で、看護補助者 1 人当たり受け持ち数は 27 人以内です。
- ・ 深夜（深夜 0 時 30 分～朝 8 時 30 分）
看護職員 1 人当たり受け持ち数は 27 人以内で、看護補助者 1 人当たり受け持ち数は 27 人以内です。

2. 当病院の 3F 病棟は、次の各項目について施設基準等に適合しています。

- ・ 精神療養病棟入院料
- ・ 地域加算
- ・ 医療安全対策加算 2
- ・ 精神科救急搬送患者地域連携受入加算
- ・ 患者サポート体制充実加算
- ・ 重症者加算

3. 当病院の 3F 病棟は、入院時食事療養（I）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後 6 時以降）、適温で提供しています。

4. 保険医療機関の従業者以外の者による看護（付添看護）について、当病院においては、患者様の負担による付添看護は認められておりません。

保険医療機関及び保険医療担当規則の定めるところにより次の内容をお知らせします。

1. 当病院の 4F 病棟 許可病床 60 床は、精神療養病棟入院料の施設基準によるものです。

平均して 1 日に 11 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）及び看護補助者が勤務しています。

- ・ 当該病棟において、看護職員及び看護補助者の最小必要数の 5 割以上は看護職員です。
- ・ 当該病棟において、看護職員の最小必要数の 2 割以上が看護師です。
- ・ 当院には、精神保健指定医が 2 名以上常勤しています。
- ・ 各病棟に談話室・食堂・面会室・浴室及び公衆電話を設けています。
- ・ 一看護単位当り許可病床 60 床（年間平均 52 床）となります。

なお、一看護単位時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・ 朝（朝 8 時 30 分～夕方 16 時 30 分）
看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 8 人以内で、看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 8 人以内です。
- ・ 夕方（夕方 16 時 30 分～深夜 0 時 30 分）
看護職員 1 人当たり受け持ち数は 27 人以内で、看護補助者 1 人当たり受け持ち数は 27 人以内です。
- ・ 深夜（深夜 0 時 30 分～朝 8 時 30 分）
看護職員 1 人当たり受け持ち数は 27 人以内で、看護補助者 1 人当たり受け持ち数は 27 人以内です。

2. 当病院の 4F 病棟は、次の各項目について施設基準等に適合しています。

- ・ 精神療養病棟入院料
- ・ 地域加算
- ・ 医療安全対策加算 2
- ・ 精神科救急搬送患者地域連携受入加算
- ・ 患者サポート体制充実加算
- ・ 重症者加算

3. 当病院の 4F 病棟は、入院時食事療養（I）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後 6 時以降）、適温で提供しています。

4. 保険医療機関の従業者以外の者による看護（付添看護）について、当病院においては、患者様の負担による付添看護は認められておりません。

保険医療機関及び保険医療担当規則の定めるところにより次の内容をお知らせします。

1. 当病院の 5F 病棟 許可病床 60 床は、精神療養病棟入院料の施設基準によるものです。

平均して 1 日に 11 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）及び看護補助者が勤務しています。

- ・ 当該病棟において、看護職員及び看護補助者の最小必要数の 5 割以上は看護職員です。
- ・ 当該病棟において、看護職員の最小必要数の 2 割以上が看護師です。
- ・ 当院には、精神保健指定医が 2 名以上常勤しています。
- ・ 各病棟に談話室・食堂・面会室・浴室及び公衆電話を設けています。
- ・ 一看護単位当り許可病床 60 床（年間平均 51 床）となります。

なお、一看護単位時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・ 朝（朝 8 時 30 分～夕方 16 時 30 分）
看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 8 人以内で、看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 8 人以内です。
- ・ 夕方（夕方 16 時 30 分～深夜 0 時 30 分）
看護職員 1 人当たり受け持ち数は 27 人以内で、看護補助者 1 人当たり受け持ち数は 27 人以内です。
- ・ 深夜（深夜 0 時 30 分～朝 8 時 30 分）
看護職員 1 人当たり受け持ち数は 27 人以内で、看護補助者 1 人当たり受け持ち数は 27 人以内です。

2. 当病院の 5F 病棟は、次の各項目について施設基準等に適合しています。

- ・ 精神療養病棟入院料
- ・ 地域加算
- ・ 医療安全対策加算 2
- ・ 精神科救急搬送患者地域連携受入加算
- ・ 患者サポート体制充実加算
- ・ 重症者加算

3. 当病院の 5F 病棟は、入院時食事療養（I）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後 6 時以降）、適温で提供しています。

4. 保険医療機関の従業者以外の者による看護（付添看護）について、当病院においては、患者様の負担による付添看護は認められておりません。

「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に行っている観点から領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されますので予めご了承ください。また、公費負担医療の受給者で自己負担のない方についても無料で発行しています。

※明細書の発行を希望されない患者様は、会計窓口へお申し出ください。

「口腔管理連携加算」について

当院は、厚生労働大臣が定める「口腔管理連携加算」の施設基準の適合について、地方厚生局長に対して届出を行っております。当院とは別の歯科医療機関との間で、入院患者様への機動的な口腔管理支援を提供する連携体制を構築しており、入院中に口腔状態の課題から治療上の困難が生じた場合には、必要に応じて病棟内において以下の連携歯科医療機関による歯科訪問診療（歯科診療）が実施される体制を整えております。

連携医療機関：医療法人社団 湘南誠心会 パーク歯科クリニック